

# 常陸大宮市トライアル・サウンディング実施要綱

## 1.趣旨（背景と目的）

本市では、人口減少社会に対応した効率的な施設運営を実現するため、経営的視点のもと、施設総量の適正化、長寿命化や維持管理コストの縮減を進め、併せて施設の再編や利活用を図ることとしています。

こうした中、民間事業者と対話を通じたサウンディング型市場調査の実施、民間提案制度等によりパークアルカディアが民間経営へ移行するなど、一部で公共施設の利活用が進んでいます。

しかしながら、こうした取組はごく一部であり、市内には未活用財産が多数点在しています。

今後も、民間が持つ優れたアイデアやノウハウの活用について、スピード感をもって対応していくため、実際に公共施設をお試しで利用してもらいながら従来の市場調査プロセスを兼ねる取組(以下「トライアル・サウンディング」という。)を実施することとし、実施に必要な事項を定めるものです。

## 2.制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設について、利活用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間無償（お試し）で使用を可能とする制度です。

## 3.期待される効果

### （１）事業者のメリット

- ・事業展開アイデアが施設にマッチしているか、ニーズを確認できる。
- ・立地、使い勝手、必要な設備、採算性などを把握することができる。
- ・試験的な実施となるため、リスクが少なく参加しやすい。

### （２）市のメリット

- ・公共施設の魅力向上、地域の活性化等に繋がる。
- ・民間事業者の集客力、施設との相性を確認できる。
- ・施設の利用に向けた課題等を検証することができる。

## 4.利用期間、使用料及び対象施設

- (1) 利用期間 原則として1年以内
- (2) 利用料金 無料(減免)
- (3) 対象施設

|                                                   |              |
|---------------------------------------------------|--------------|
| ① 山方宿駅交流センター                                      | ② 玉川村駅交流センター |
| ③ 御城展望台                                           | ④ 美和総合福祉センター |
| ⑤ 上記以外の施設 ※自由提案<br>(活用を希望する市内公共施設がありましたら御相談ください。) |              |

## 5.提案要件

提案内容は、次の全ての事項に該当するものとします。

- (1) 確実に実施する内容であること。
- (2) 利用する市民等の利便性、サービスが向上する内容であること。  
※ 単なる施設貸付のみを目的とした提案は対象外とします。
- (3) 市に財政負担を求める内容ではないこと。

なお、次の事項に該当する場合は提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他市が公共施設との関連性が低いと判断する行為

## 6.参加者要件

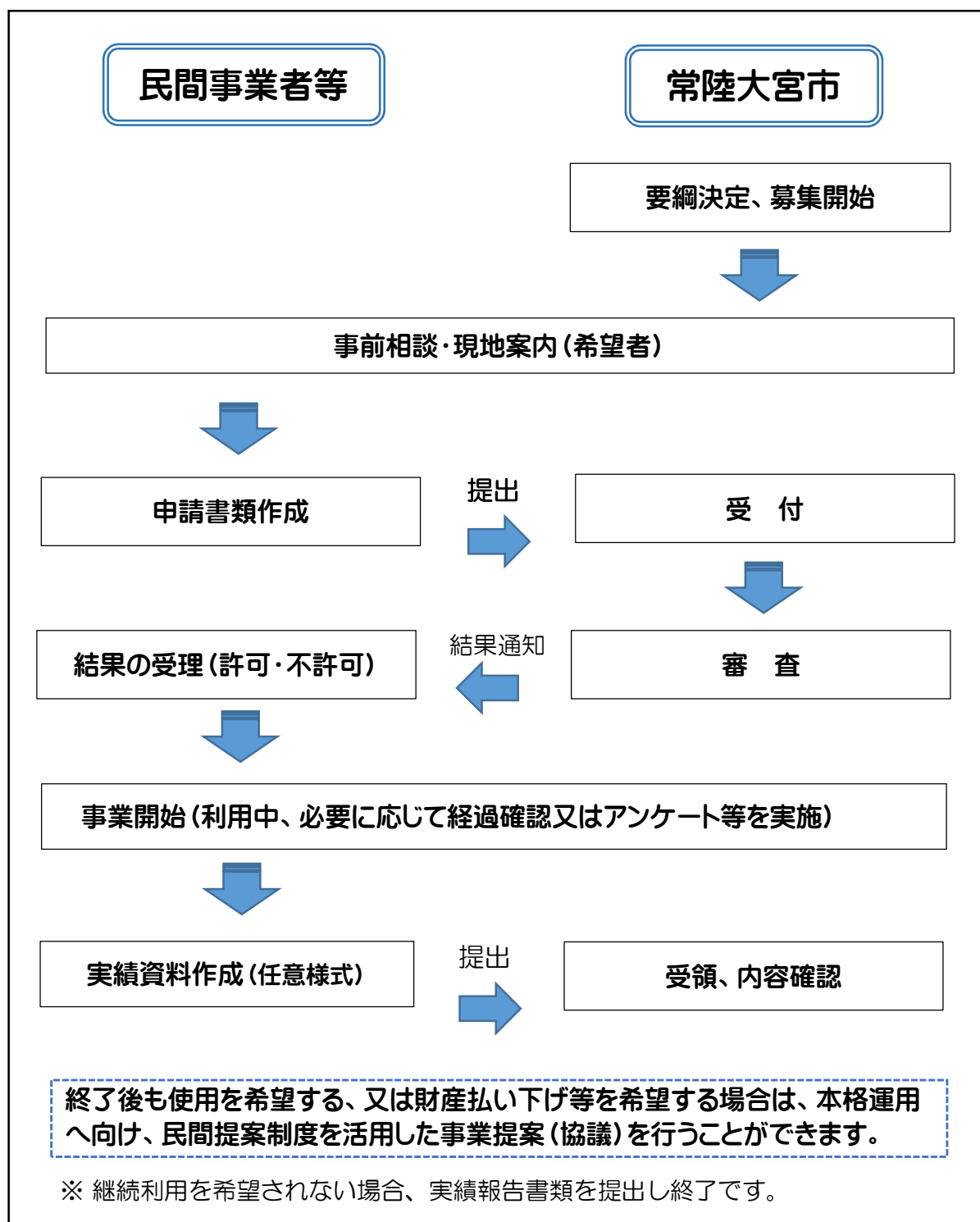
提案内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO 法人、個人事業主又は任意団体若しくはグループ(複数の企業・団体等から構成される共同体をいう。)であること。 ※ グループで応募する場合は、構成員全てを明らかにするとともに、役割分担を明確にすること。

なお、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 暴力団又はその構成員の統制下にある者。若しくは暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- ④ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等を滞納している者

## 7.事業の流れ

### 《実施フロー》



## 8.応募書類

- (1) 公有財産使用許可（貸付）申請書
- (2) 事業概要及び申請者概要（様式1）
- (3) 誓約書（様式2）

## 9.問い合わせ先

住 所 〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6  
担 当 常陸大宮市役所 総務部総務課 行政改革グループ内  
電 話 0295-52-1111（内線323）

## 10.留意事項

- （１）経費について  
応募に関する書類作成及び提出に係る費用並びに事業実施に係る全ての経費は申請者の負担とします。なお、トライアル利用に伴う施設使用料は無料（減免）とします。
- （２）応募重複の取扱いについて  
原則として申請受付順に審査を行い決定します。
- （３）権利関係について  
応募に関する書類の著作権・特許権等は申請者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。なお、書類は審査以外で使用することはなく、また、第三者への提供も一切行いません。
- （４）内容審査  
応募書類に基づき、各公共施設等を所管する課において審査を行います。また、必要に応じて事業内容のヒアリングを実施します。
- （５）責任分担法令等の順守  
事業に伴って発生するリスクは原則として申請者が負うものとします。（但し、施設設備の不備に起因するものを除く。）なお、事業実施内容の法令への適合は、事前に申請者の責任において厳格に確認することとし、その責務は申請者に帰属することとします。
- （６）制度利用中のモニタリング等について  
申請者は、実施期間中に実施する市のモニタリング調査（アンケート）に協力いただきます。また、終了後に意見交換等の場を設けることとし、その際に実績等をまとめた資料を市に提出するものとします。
- （７）事業の中止、使用料金の請求等  
申請した利用内容に反するなど、目的から逸脱し、市から再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、利用の中止（使用許可の取消）を命じ、併せて行政財産の正規料金を請求することがあります。
- （８）その他  
本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年11月19日から施行する。

（効力）

2 この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。